

議案第49号

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する
条例

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年条例第44号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「87,510人」を「86,600人」に、「51,400立
方メートル」を「61,100立方メートル」に改める。

別表第2中「坂井町三丁目の一部」を「坂井町三丁目」に、「東田二丁目の一部」を
「東田二丁目の一部、東田三丁目の一部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新居浜市公共下水道事業計画及び新居浜都市計画下水道の変更に伴い、企業経営にあ
たっての基本的事項である排水区域、排水人口及び最大処理能力を変更するため、本案

を提出する。